

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)

平成27年10月1日現在

- 平成27年10月1日現在、全都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- 平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においても99.2%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計				
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合			
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%			
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%			
策定済	15	31.9%	10	50.0%	88	5.1%	113	6.3%			
未策定	32	68.1%	10	50.0%	1,633	94.9%	1,675	93.7%			
計画策定状況	内訳	策定完了予定時期	H27年度	14	29.8%	6	30.0%	423	24.6%	443	24.8%
			H28年度	18	38.3%	4	20.0%	1,196	69.5%	1,218	68.1%
			H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	14	0.8%	14	0.8%
		H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,707	99.2%	1,774	99.2%	
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			

公共施設等総合管理計画の策定状況(指定都市以外の市区町村)

都道府県名	計画策定予定有												計画策定予定無
	策定済		未策定								H28年度までに策定予定		
	団体数	割合	団体数	割合	策定完了予定時期						団体数	割合	
					H27年度		H28年度		H29年度以降				
				団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合				
北海道	8	4%	170	96%	49	28%	121	68%	0	0%	178	100%	0
青森県	1	3%	39	98%	6	15%	33	83%	0	0%	40	100%	0
岩手県	2	6%	31	94%	7	21%	24	73%	0	0%	33	100%	0
宮城県	0	0%	34	100%	6	18%	24	71%	4	12%	30	88%	0
秋田県	0	0%	25	100%	2	8%	23	92%	0	0%	25	100%	0
山形県	1	3%	34	97%	8	23%	26	74%	0	0%	35	100%	0
福島県	0	0%	59	100%	9	15%	43	73%	7	12%	52	88%	0
茨城県	4	9%	40	91%	11	25%	29	66%	0	0%	44	100%	0
栃木県	1	4%	24	96%	8	32%	16	64%	0	0%	25	100%	0
群馬県	3	9%	32	91%	4	11%	27	77%	1	3%	34	97%	0
埼玉県	9	15%	53	85%	21	34%	32	52%	0	0%	62	100%	0
千葉県	3	6%	50	94%	8	15%	42	79%	0	0%	53	100%	0
東京都	1	2%	61	98%	12	19%	48	77%	1	2%	61	98%	0
神奈川県	4	13%	26	87%	6	20%	20	67%	0	0%	30	100%	0
新潟県	3	10%	26	90%	10	34%	15	52%	1	3%	28	97%	0
富山県	1	7%	14	93%	5	33%	9	60%	0	0%	15	100%	0
石川県	2	11%	17	89%	3	16%	14	74%	0	0%	19	100%	0
福井県	0	0%	17	100%	4	24%	13	76%	0	0%	17	100%	0
山梨県	0	0%	27	100%	10	37%	17	63%	0	0%	27	100%	0
長野県	3	4%	74	96%	22	29%	52	68%	0	0%	77	100%	0
岐阜県	1	2%	41	98%	11	26%	30	71%	0	0%	42	100%	0
静岡県	3	9%	30	91%	13	39%	17	52%	0	0%	33	100%	0
愛知県	1	2%	52	98%	11	21%	41	77%	0	0%	53	100%	0
三重県	1	3%	28	97%	9	31%	19	66%	0	0%	29	100%	0
滋賀県	2	11%	17	89%	4	21%	13	68%	0	0%	19	100%	0
京都府	2	8%	23	92%	8	32%	15	60%	0	0%	25	100%	0
大阪府	5	12%	36	88%	15	37%	21	51%	0	0%	41	100%	0
兵庫県	2	5%	38	95%	11	28%	27	68%	0	0%	40	100%	0
奈良県	1	3%	38	97%	8	21%	30	77%	0	0%	39	100%	0
和歌山県	0	0%	30	100%	8	27%	22	73%	0	0%	30	100%	0
鳥取県	1	5%	18	95%	8	42%	10	53%	0	0%	19	100%	0
島根県	1	5%	18	95%	6	32%	12	63%	0	0%	19	100%	0
岡山県	0	0%	26	100%	4	15%	22	85%	0	0%	26	100%	0
広島県	1	5%	21	95%	11	50%	10	45%	0	0%	22	100%	0
山口県	3	16%	16	84%	4	21%	12	63%	0	0%	19	100%	0
徳島県	0	0%	24	100%	5	21%	19	79%	0	0%	24	100%	0
香川県	3	18%	14	82%	3	18%	11	65%	0	0%	17	100%	0
愛媛県	3	15%	17	85%	3	15%	14	70%	0	0%	20	100%	0
高知県	1	3%	33	97%	6	18%	27	79%	0	0%	34	100%	0
福岡県	4	7%	54	93%	10	17%	44	76%	0	0%	58	100%	0
佐賀県	0	0%	20	100%	6	30%	14	70%	0	0%	20	100%	0
長崎県	0	0%	21	100%	4	19%	17	81%	0	0%	21	100%	0
熊本県	3	7%	41	93%	10	23%	31	70%	0	0%	44	100%	0
大分県	1	6%	17	94%	6	33%	11	61%	0	0%	18	100%	0
宮崎県	0	0%	26	100%	3	12%	23	88%	0	0%	26	100%	0
鹿児島県	2	5%	41	95%	16	37%	25	58%	0	0%	43	100%	0
沖縄県	1	2%	40	98%	9	22%	31	76%	0	0%	41	100%	0
合計	88	5%	1,633	95%	423	25%	1,196	69%	14	1%	1,707	99%	0

総財務第 1 4 号
平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務大臣
(公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、平成 26 年 4 月 30 日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成や I C T を活用したシステムの整備が不可欠であり、平成 27 年度には関係機関における研修の充実・強化や

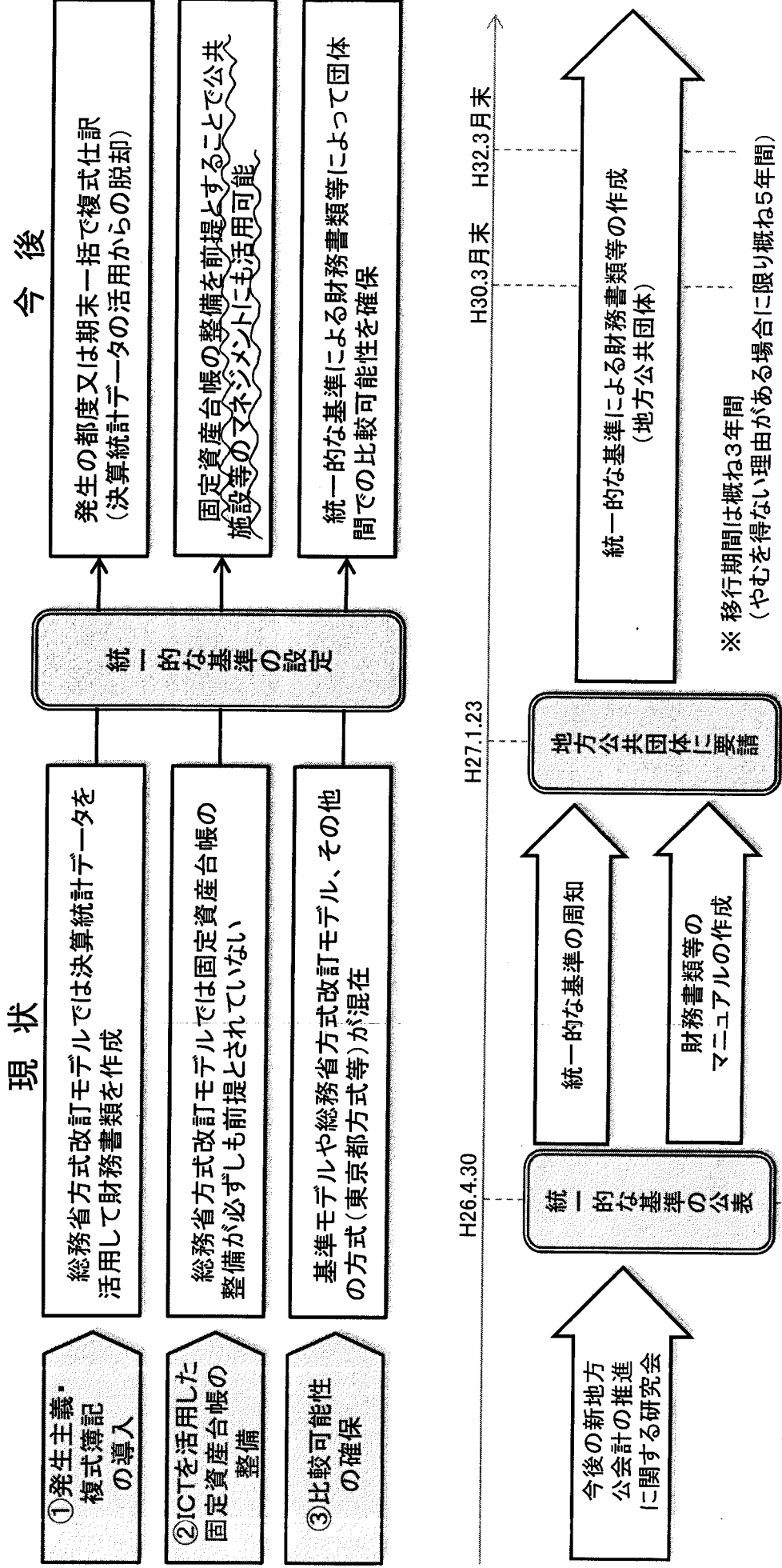
標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計マニュアル（概要）

別紙3

1. 財務書類作成要領

○ 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

⇒ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

○ 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの

〔 ・住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
・固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

⇒ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

○ 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

⇒ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

○ 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの

⇒ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる